保護預り規定兼振替決済口座管理規定（国債等公共債、取引残高報告書式）

第 1 条（趣旨）

この規定は、お客様から当組合が次に掲げる証券（以下、「国債証券等」といいます。）をお預りし、またはお客様が社債、株式等の振替に関する法律（以下、「振替法」といいます。）に基づく振替決済制度において取り扱う国債（以下、「振決国債」といいます。）にかかる口座を当組合に開設するに際し、当組合とお客様との間の権利義務関係を明確にするために定めるものです。

① 国債証券

② 地方債証券

③ 政府保証債券

2 当組合は、前項にかかわらず、相当の理由があるときは国債証券等のお預り、または振決国債にかかる口座の開設および振替による受入れをお断りすることがあります。

3 この規定に従ってお預りした国債証券等を以下、「保護預り証券」といい、保護預り証券と振決国債とをあわせて以下、「振替債等」といいます。

第 2 条（保護預り証券の保管方法および保管場所）

当組合は、保護預り証券について金融商品取引法（以下、「金商法」といいます。）第 43 条の 2 に定める分別管理に関する規程に従って次のとおりお預りします。

① 保護預り証券は、当組合所定の場所に保管し、特にお申出がない限り他のお客様の同銘柄の証券と区別することなく混合して保管（以下、「混合保管」といいます。）できるものとします。

② 前号による混合保管は大券をもって行うことがあります。

第 3 条（混合保管に関する同意事項）

前条の規定により混合保管する国債証券等については、次の事項につきご同意いただいたものとして取り扱います。

① 保護預り証券の数または額に応じて、同銘柄の国債証券等に対して、共有権または準共有権を取得すること。

② 新たに国債証券等をお預りするときまたは保護預り証券を返還するときは、当該証券のお預りまたはご返還については、同銘柄の証券をお預りしている他のお客様と協議を要しないこと。

第 4 条（振替決済口座）

振決国債にかかるお客様の口座（以下、「振替決済口座」といいます。）は、振替法に基づく口座管理機関として、当組合が備え置く振替口座簿において開設します。

2 振替決済口座には、日本銀行が定めるところにより、種別ごとに内訳区分を設けます。この場合において、質権の目的である振決国債の記載または記録をする内訳区分と、それ以外の振決国債の記載または記録をする内訳区分とを別に設けて開設します。

3 当組合はお客様が振決国債についての権利を有するものに限り振替決済口座に記載または記録いたします。

第 5 条（保護預り口座または振替決済口座の開設）

国債証券等については当組合に対して保護預り口座を開設した場合に限り保護預りを、振決国債については振替決済口座を開設した場合に限りその管理を受け付けることとし、当該口座開設の際は当組合所定の申込書をご提出ください。

2　当組合は、お客様から当組合所定の申込書による口座開設の申込みを受け、これを承諾したときは遅滞なく口座を開設し、お客様にその旨を連絡いたします。
3　当組合所定の申込書に押印された印影および記載された住所・氏名・共通番号（次条に定める共通番号をいいます。）等をもって、届出の印鑑・住所・氏名・共通番号等とします。
4　振替決済口座は、この規定に定めるところによるほか、振替法その他の関連法令ならびに日本銀行の国債振替決済業務規程その他の関連諸規則に従って取り扱います。

第5条の2（共通番号の届出）

お客様は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下、「番号法」といいます。）その他の関係法令の定めに従って、保護預り口座または振替決済口座を開設するとき、共通番号（番号法第2条第5項に規定する個人番号または同条第15項に規定する法人番号。以下同じ。）の通知を受けたときその他番号法その他の関係法令が定める場合に、お客様の共通番号を当組合にお届出いただきます。その際、番号法その他の関係法令の規定に従い本人確認を行わせていただきます。

第6条（契約期間等）

この契約の当初契約期間は、契約日から最初に到来する3月末日までとします。
2　この契約は、お客様または当組合から申出のない限り、期間満了日の翌日から1年間継続されるものとします。なお、継続後も同様とします。

第7条（手数料）

この規定に基づく口座の設定に伴う手数料（以下、「手数料」といいます。）は、当組合所定の手数料一覧表記載の料率と計算方法により1年分を後払いするものとし、毎年4月の当組合所定の日に、お客様が指定した貯金口座（以下、「指定口座」といいます。）から普通貯金・総合口座通帳、同払戻請求書または小切手によらず払戻しのうえ充当するものとします。なお、当初契約期間の手数料は、契約日の属する月を1か月としてその月から月割計算によりお支払いください。
2　手数料は諸般の情勢により変更することがあります。変更後の手数料は、変更日以後最初に継続される契約期間から適用します。
3　契約期間中に口座の解約があった場合または償還や振替により振替債等の残高がなくなった場合は、解約月または残高がなくなった月までの手数料を月割計算によりお支払いください。この場合解約日または残高がなくなった日の属する月は1か月として計算します。
4　当組合は指定口座に手数料に相当する金額がない場合は、第14条により当組合が受け取る振替債等の償還金（第13条の規定に基づき決定された償還金を含みます。以下同じ。）、利金または買取代金等（以下、「償還金等」といいます。）から手数料に充当することができるものとします。

第7条の2（指定口座の管理）

お客様は、前条の指定口座（その貯金口座が2021年10月1日以降に開設された場合の貯金口座をいいます。以下この条について同じ。）について、未利用口座（普通貯金規定に定める貯金口座をいいます。）として、手数料徴収および解約の対象とならないように管理するものとします。
2　指定口座が未利用口座となった場合は、お客様は、速やかに未利用口座となる状態を解消するか、未利用口座ではない他の貯金口座を指定口座として新たに指定しなければなりません。
3　お客様が前二項の手続きを取らず、指定口座が同口座の規定に基づいて解約されたことによって生じた損害について、当組合は責任を負いません。

第8条（預入れおよび返還）

保護預りの国債証券等を預け入れるときは、お客様またはお客様があらかじめ届け出た代理人（以下、「お客様等」といいます。）が当組合所定の依頼書に届出の印章（または署名）により記名押印（または署名）してご提出ください。

2　保護預り証券の全部または一部の返還をご請求になるときは、その 7 営業日前までに当組合所定の方法でその旨をお申出のうえ、返還の際に前項に準じた手続きにより、保護預り証券をお引き取りください。
3　利金支払期日の 7 営業日前から同支払期日の前営業日までの間は、国債証券等の預入れおよび保護預り証券の返還をすることはできません。
4　保護預り証券は、お客様等がお引取りになるまでは、この規定により当組合がお預りしているものとします。

第 9 条（振替の申請）

お客様は、振替決済口座に記載または記録されている振決国債について、次の各号に定める場合を除き、当組合に対し、振替の申請をすることができます。

①　差押えを受けたものその他の法令の規定により振替またはその申請を禁止されたもの。
②　法令の規定により禁止された譲渡または質入れにかかるものその他日本銀行が定めるもの。

2　前項に基づき、お客様が振替の申請を行うに当たっては、あらかじめ、次に掲げる事項を、当組合に提示いただかなければなりません。

①　減額および増額の記載または記録がされるべき振決国債の銘柄および金額
②　お客様の振替決済口座において減額の記載または記録がされるべき種別および内訳区分
③　振替先口座
④　振替先口座において、増額の記載または記録がされるべき種別および内訳区分

3　前項第 1 号の金額は、その振決国債の最低額面金額の整数倍となるよう提示しなければなりません。
4　振替の申請が、振替決済口座の内訳区分間の場合には、第 2 項第 3 号の提示は必要ありません。また、同第 4 号については、「振替先口座」を「お客様の振替決済口座」として提示してください。
5　振決国債の全部または一部を振り替えるときは、その 7 営業日前までに当組合所定の方法でその旨をお申出のうえ、お客様等が当組合所定の依頼書に届出の印章（または署名）により記名押印（または署名）してご提出ください。
6　当組合に振決国債の買取りを請求される場合、前項の手続きをまたずに振決国債の振替の申請があったものとして取り扱います。

第 10 条（他の口座管理機関への振替）

当組合は、お客様からお申出があった場合には、他の口座管理機関へ振替を行うことができます。

2　前項において、他の口座管理機関へ振替を行う場合には、あらかじめ当組合所定の依頼書によりお申込みください。

第 11 条（担保の設定）

お客様の振決国債について、担保を設定される場合は、日本銀行が定めるところに従い、当組合所定の手続きによる振替処理により行います。

第 12 条（保護預り証券の返還または振決国債の抹消の申請に準ずる取扱い）

当組合は、次の各号のいずれかに該当する場合は、第 8 条第 2 項の手続きをまたずに保護預り証券の返還の請求が、または振替法に基づく振決国債の抹消の申請があったものとして、当組合がお客様にかわって手続きさせていただきます。

①　当組合に保護預り証券の買取りを請求される場合。
②　当組合が第 14 条により振替債等の償還金（分離利息振決国債の場合は、利子の支払い）を受け取る場合。
③　保護預り証券から代用証券に寄託目的を変更する旨のご指示があった場合。

第 13 条（抽選償還）

混合保管中の保護預り証券が抽選償還に当選した場合には、被償還者および償還額の決定は当組合所定

の方法により公正かつ厳正に行います。

第 14 条（償還金等の受入れ等）

振替債等の元金または利子の支払いがあるときは、当組合がお客様に代わってこれを受領し、指定口座に入金します。

2　振替決済口座に記載または記録されている振決国債（差押えを受けたものその他の法令の規定により抹消またはその申請を禁止されたものを除きます。）の元金および利子の支払いがあるときは、日本銀行が代理して国庫から受領してから、農林中央金庫が当組合に代わってこれを受け取り、当組合が農林中央金庫からお客様に代わってこれを受領し、指定口座に入金します。

3　当組合は、前項の規定にかかわらず、当組合所定の様式により、お客様からのお申込みがあれば、お客様の振替決済口座に記載または記録がされている振決国債（差押えを受けたものその他の法令の規定により抹消またはその申請を禁止されたものを除きます。）の利子の全部または一部を、お客様があらかじめ指定された、当組合に貯金口座を開設している他のお客様に配分することができます。

第 15 条（連絡事項）

当組合は、振替債等について、次の事項をご通知します。

①　残高照合のための報告

②　第 13 条により被償還者に決定したお客様には、その旨および償還額

2　前項第 1 号の残高照合のための報告は、振替債等の残高に異動があった場合に、当組合所定の時期に年 1 回以上ご通知します。

なお、法令等の定めるところにより取引残高報告書を定期的に通知する場合には、残高照合のための報告内容を含めて行います。

3　当組合が届出のあった名称、住所にあてて通知を行いまたはその他の送付書類を発送した場合には、延着しまたは到達しなかったときでも通常到達すべきときに到達したものとみなします。

4　当組合は、第 2 項の規定にかかわらず、お客様が特定投資家（金商法第 2 条第 31 項に規定する特定投資家（同法第 34 条の 2 第 5 項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、同法第 34 条の 3 第 4 項（同法第 34 条の 4 第 4 項において準用する場合を含みます。）の規定により特定投資家とみなされる者を含みます。）をいいます。）である場合であって、お客様からの第 2 項に定める残高照合のための報告（取引残高報告書による通知を含みます。以下本項において同じ。）に関する照会に対して速やかに回答できる体制が整備されている場合には、当組合が定めるところにより残高照合のための報告を行わないことがあります。

第 16 条（届出事項の変更）

印章を失ったとき、または印章、名称、代表者、代理人、住所、共通番号その他の届出事項に変更があったときは、直ちに当組合所定の方法によりお手続きください。

2　前項により届出があった場合、当組合は所定の手続きを完了した後でなければ国債証券等の受入れ、保護預り証券の返還、振決国債の振替または抹消、契約の解約のご請求には応じません。この間、相当の期間を置き、また、保証人を求めることがあります。

3　第 1 項による変更後は、変更後の印影・住所・氏名・共通番号等をもって届出の印鑑・住所・氏名・共通番号等とします。

第 17 条（当組合の連帯保証義務）

日本銀行または農林中央金庫が、振替法等に基づき、お客様（振替法第 11 条第 2 項に定める加入者に限ります。）に対して負うこととされている、次の各号に定める義務の全部の履行については、当組合がこれを連帯して保証いたします。

①　振決国債（分離適格振決国債、分離元本振決国債または分離利息振決国債を除きます。）の振替手続き

を行った際、日本銀行または農林中央金庫において、誤記帳等により本来の残額より超過して振替口座簿に記載または記録されたにもかかわらず、振替法に定める超過記載または記録にかかる義務を履行しなかったことにより生じた振決国債の超過分（振決国債を取得した者のないことが証明された分を除きます。）の元金および利子の支払いをする義務

② 分離適格振決国債、分離元本振決国債または分離利息振決国債の振替手続きを行った際、日本銀行または農林中央金庫において、誤記帳等により本来の残額より超過して振替口座簿に記載または記録されたにもかかわらず、振替法に定める超過記載または記録にかかる義務を履行しなかったことにより生じた分離元本振決国債および当該国債と名称および記号を同じくする分離適格振決国債の超過分の元金の償還をする義務または当該超過分の分離利息振決国債および当該国債と利子の支払期日を同じくする分離適格振決国債の超過分（振決国債を取得した者のないことが証明された分を除きます。）の利子の支払いをする義務

③ その他、日本銀行または農林中央金庫において、振替法に定める超過記載または記録にかかる義務を履行しなかったことにより生じた損害の賠償義務

第 18 条（成年後見人等の届出）

家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに書面によって成年後見人等の氏名その他必要な事項を届け出てください。

2 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がなされた場合には、直ちに書面によって任意後見人の氏名その他必要な事項を届け出てください。

3 すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がなされている場合にも、前二項と同様に、直ちに書面によって届け出てください。

4 前三項の届出事項に取消しまたは変更等が生じた場合にも同様に、直ちに書面によって届け出てください。

5 前四項の届出の前に生じた損害については、当組合は責任を負いません。

第 19 条（取引の制限等）

当組合は、お客様の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。お客様から正当な理由なく指定した期限までに回答がいただけない場合には、本規定に基づく取引の一部を制限する場合があります。

2 前項の各種確認や資料の提出の求めに対するお客様の回答、具体的な取引の内容、お客様の説明内容およびその他の事情を考慮して、当組合がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、本規定に基づく取引の一部を制限する場合があります。

3 前二項に定めるいずれの取引等の制限についても、お客様からの説明等に基づき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当組合が認める場合、当組合は前二項に基づく取引等の制限を解除します。

第 20 条（解約等）

この契約は、お客様のお申出によりいつでも解約することができます。解約するときは、その 7 営業日前までに当組合所定の方法でその旨をお申出のうえ、解約の際にお客様が当組合所定の解約依頼書に届出の印章（または署名）により記名押印（または署名）してご提出し、保護預り証券をお引取りまたは振決国債を他の口座管理機関へお振替ください。第 6 条によるお客様からのお申出により契約が更新されないときも同様とします。

2 前項にかかわらず、振替債等の利金支払期日の 7 営業日前から同支払期日の前営業日までの間は、この契約の解約をすることはできません。

3　保護預り証券は、お客様がお引取りになるまでは、この規定により当組合がお預りします。

4　次の各号のいずれかに該当する場合には、当組合はいつでもこの契約を解約することができるものとします。この場合、当組合から解約の通知があったときは、直ちに当組合所定の手続きをとり、保護預り証券をお引取りまたは振決国債を他の口座管理機関へお振替ください。第6条による当組合からの申出により契約が更新されないときも同様とします。

①　お客様が手数料を支払わない場合。

②　お客様について相続の開始があった場合。

③　お客様等がこの規定に違反した場合。

④　お客様が暴力団員、暴力団関係企業、いわゆる総会屋等の反社会的勢力に該当すると認められ、当組合が解約を申し出た場合。

⑤　お客様が暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為等を行い、当組合が契約を継続しがたいと認めて、解約を申し出た場合。

⑥　やむを得ない事由により、当組合が解約を申し出た場合。

⑦　振替決済口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または振替決済口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合。

⑧　この取引がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合。

⑨　この取引が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合。

⑩　振替決済口座の口座開設申込時におけるお客様の説明や提出資料の内容に偽りがあると判明した場合、または振替決済口座の口座開設後の利用状況が口座開設申込時においてお客様が行った説明や提出資料の内容と異なると判明した場合。

⑪　⑦～⑩の疑いがあるにもかかわらず、正当な理由なく当組合からの確認に応じない場合。

5　前項による振替債等の引取りまたは振替手続きが遅延した場合は第7条の手数料を支払うとともに、遅延損害金として解約日または契約期間の満了日の属する月の翌月から引取りの日の属する月までの手数料相当額を月割計算によりお支払いください。

6　当組合は前項の遅延損害金を引取りの日に第7条第1項の方法に準じて自動引落しすることができるものとします。この場合、第7条第4項に準じて償還金等から充当することができるものとします。

第21条（解約時の取扱い）

前条に基づく解約に際しては、当組合の定める方法により、保護預り証券および金銭の返還を行います。

2　保護預り証券のうち原状による返還が困難なものについては、当組合の定める方法により、お客様のご指示によって、換金、反対売買等を行ったうえ、売却代金等の返還を行います。

3　お客様の振替決済口座に記載または記録されている振決国債および金銭については、当組合の定める方法により、お客様のご指示によって、換金、反対売買等を行ったうえ、売却代金等の返還を行います。

第22条（緊急措置）

法令の定めるところにより振替債等の引渡しを求められたとき、または店舗等の火災等緊急を要するときは、当組合は臨機の処置をすることができるものとします。

第23条（公示催告等の調査）

当組合は、保護預り証券について、公示催告・除権決定の公告等についての調査義務は負いません。

第24条（保護預りに関する権利の譲渡、質入れの禁止）

この契約によるお客様の保護預りに関する権利は、譲渡または質入れすることはできません。

第25条（免責事項）

当組合は、次に掲げる場合に生じた損害については、その責を負いません。

① 第16条第1項による届出の前に生じた損害
② 依頼書、諸届その他の書類に使用された印影（または署名）を届出の印鑑（または署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて国債証券等の受入れまたは保護預り証券の返還、振決国債の振替または抹消、その他の取扱いをしたうえで、当該書類について偽造、変造その他の事故があった場合に生じた損害
③ 依頼書に使用された印影（または署名）が届出の印鑑（または署名鑑）と相違するため、国債証券等を受入れまたは保護預り証券を返還、または振決国債の振替または抹消をしなかった場合に生じた損害
④ 災害、事変その他の不可抗力の事由が発生し、または当組合の責めによらない事由により保管施設または記録設備の故障等が発生したため、国債証券等の受入れまたは保護預り証券の返還、または振決国債の振替または抹消に直ちには応じられない場合に生じた損害
⑤ 前号の事由により、保護預り証券が紛失、滅失、毀損等した場合、または第14条による償還金等の指定口座への入金が遅延した場合に生じた損害
⑥ 第22条の事由により、当組合が臨機の処置をした場合に生じた損害

第26条（規定の変更）

この規定は、民法に定める定型約款に該当します。この規定は法令の変更その他必要な事由が生じたときに、民法の定型約款の変更の規定に基づき変更することがあります。変更を行う旨および変更後の規定の内容ならびにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示、インターネットまたはその他相当の方法により周知します。

以　上

2026年4月13日

掛川市農業協同組合